

7 南 監 第 68 号
令和 8 年 3 月 25 日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 昌史

令和 7 年度定期監査報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

記

1. 監 査 年 月 日 令和 7 年 8 月 25 日から令和 8 年 3 月 24 日まで
2. 監 査 執 行 者 南丹市監査委員 川面 通夫
 南丹市監査委員 木村 裕
 南丹市監査委員 谷尻 昌史
3. 監査対象部課 市 長 公 室 企画財政課、秘書広報課
 総 務 部 総務課、人事課、税務課、監理課、危機管理課
 地域振興部 情報課、地域振興課、スポーツ推進課
 市 民 部 市民課、環境課、人権政策課
 福祉保健部 福祉相談課、社会福祉課、高齢福祉課
 健幸まちづくり課、地域医療室
 農林商工部 農業推進課、農業委員会事務局、農山村振興課
 商工観光課
 土木建築部 都市計画課、建設整備課
 上下水道部 経営総務課、上下水道課
 教育委員会 学校教育課、社会教育課、こども家庭課
 幼児教育・保育推進課

4. 監査の対象

主要事務・事業並びに修繕料については一件 100 万円以上、委託料については一件 100 万円以上、指定管理委託料については一件 1,000 万円以上、工事請負費については一件 500 万円以上、備品購入費については一件 50 万円以上、負担金、補助金及び交付金については一件 20 万円以上、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金については一件 100 万円以上の事業に係る財務に関する事務の執行を監査の対象とした。

5. 監査の実施内容

所管課ごとに事前に提出された資料に基づき、監査対象事業の執行状況等を聴取するとともに関係書類の提示を求め、収入事務、支出事務、契約事務等の財務に関する事務の執行が、適正に行われているかどうかを着眼点として監査を実施した。

また、抽出により支出状況を事前に調査し、事務処理に誤りが無いかについても調査した。

6. 監査の結果

実 施 日 令和 7 年 8 月 2 5 日

対 象 課 人権政策課 市民課 環境課

実 施 日 令和 7 年 9 月 1 1 日

対 象 課 学校教育課 社会教育課 幼児教育・保育推進課
こども家庭課

実 施 日 令和 7 年 9 月 2 5 日

対 象 課 危機管理課 秘書広報課 企画財政課

実 施 日 令和 7 年 1 0 月 1 4 日

対 象 課 総務課 人事課 税務課 監理課

実 施 日 令和 7 年 1 0 月 2 4 日

対 象 課 上下水道課 経営総務課

実 施 日 令和 7 年 1 1 月 1 1 日

対 象 課 情報課 地域振興課 スポーツ推進課

実 施 日 令和7年11月25日
対 象 課 都市計画課 建設整備課

実 施 日 令和7年12月25日
対 象 課 商工観光課

実 施 日 令和8年1月26日
対 象 課 農業推進課 農業委員会事務局 農山村振興課

実 施 日 令和8年2月12日
対 象 課 高齢福祉課 社会福祉課 健幸まちづくり課

実 施 日 令和8年2月26日
対 象 課 地域医療室 福祉相談課

実 施 日 令和8年3月24日
対 象 課 会計課 議会事務局 監査委員事務局

所定の調書等に基づき説明を受け監査を行った結果、各課定期監査時点における特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

今後においても、南丹市会計規則、南丹市予算執行要領、南丹市事務決裁規程、その他関係諸法令に基づき、適正に処理されるよう望むものである。